

青森地域広域事務組合議会傍聴規則

平成二十六年十二月二十五日

議会規則第二号

(傍聴の手続)

第一条 議会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票（様式第一号）に記入し、係員の指示により、傍聴席に着かなければならない。

2 議長は、認められた市政記者は、前項の手続を省略することができる。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(入場の制限)

第三条 傍聴席が満員のときは、入場を許さない。

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人の人員を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第四条 傍聴人は、本会議場(以下「議場」という。)に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第五条 次の事項に該当する者は、入場することができない。

- 一 銃器、凶器、火薬、劇毒薬、その他人身、建物、器具等に危害又は損害を及ぼすと認める物品を携帯する者
- 二 旗、ポスター、プラカード、メガホン、楽器、動物（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を除く。）等議事又は傍聴を妨害すると認める物品を携帯する者
- 三 酒気を帯びていると認められる者
- 四 異様な服装をしている者
- 五 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第六条 傍聴人は、傍聴席において礼儀を重んじ静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- 四 議員の言論又は行為に対する可否の表明、批判及び宣伝、扇動をしないこと。
- 五 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第七条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第八条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第九条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場させられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。